

令和元年度久留米市水防協議会 会議概要

日 時 令和元年5月8日(月) 10時00分～
場 所 職員会館メルクス3階 会議室
出席者 大久保会長、船橋委員、篠田委員、深野委員、秋吉委員、水田委員、橋本委員、
金丸委員、田島委員、弓削委員、古賀委員、森委員、中島委員 以上13名
他代理出席4名

議事の概要

1 避難判断基準(案)について

【資料1】

(A委員)市独自で避難準備水位・避難勧告水位を設定しているが、それぞれ氾濫注意水位・避難判断水位と対応していると考えてよいか。

(事務局)避難勧告水位は計画高水位、避難準備水位は計画高水位から1m下がった水位を設定している。根拠は、平成30年7月豪雨の際、1時間で0.5m水位上昇しているためである。また、河川管理者が設定している氾濫注意水位・避難判断水位と似通っている。

(A委員)水位設定の値は、ガイドラインよりも早めに避難情報を発令できるようにしていると考えてよいか。

(事務局)中小河川の水位は上昇しやすいため、1ランク下げた対応としている。

(議長)一昨年は全域に避難指示を発令し、それを踏まえ、昨年は筑後川の水位観測所ごとに3ブロックに分けて発令したと記憶している。今回はさらに5ブロックに分けて運用することで、よりきめ細かく、市民に分かりやすいように避難情報が発令されるということか。

(事務局)中小河川にも対応し、きめ細かく、かつ早めに避難情報が発令できるようにと考えている。

(A委員)昨年の豪雨のケースで今回の新基準を運用した場合、何回避難情報が発令されるのか。

(事務局)避難情報の発令回数は、河川ごとに発令する場合、計20回発令になる。新基準により5ブロックに分けて発令すると、発令回数は計13回となる。

(A委員)発令する避難情報が、該当の人にうまく伝わるような方法・文言を考えたほうがよいのではないか。

(事務局)新基準では、13河川ごとに発令することとなるため、河川ごとに発令すると情報が伝わらなくなる恐れがある。そのため、5ブロックに分割することとした。実際に避難情報を発令する際には、河川名ではなく、東部エリアにおいては等、工夫

して発令していきたい。

— その他意見等は無く、この件に関しては承認される。 —

2 避難所について 【資料2】

— 意見や異論等は無く、この件に関しては承認される。 —

3 令和元年度久留米市水防計画（案）について 【資料3】

（B委員）水防計画書10ページに記載されている連絡体制について、水門を閉鎖した場合、浸水が始まる恐れがあるため、連絡先機関に消防本部にも連絡を頂きたい。

（事務局）水門の閉鎖情報を受けた場合は、HPへ掲載するなどして、関係機関へ情報提供を行っていく。

（C委員）消防団が救助活動を行うにあたり、道路の冠水状況はどのようにして消防団に情報がはいるのか。

（事務局）去年の豪雨の際、道路冠水により、消防団の救助活動において、現場へ向かえない状況が発生しており、課題であると考えている。情報を持っている警察、消防、市で連携し、本部内で情報共有し、伝えていきたい。

（A委員）水防計画書10ページに記載されている水門等の施設20箇所について、列記しているのか。

（事務局）巨瀬川の国管理区間に1つ、残りは県管理河川に設けている。それらの情報をHPで情報発信を行っている。

（A委員）水防計画書34ページに記載している発表基準について、従来のものでよかったですのではないかと。

（事務局）34ページの情報については、河川事務所の計画を参照している。再度、確認を行う。

（議長）全国の災害において、災害情報の収集に役立ったのはTwitter、Facebook、YoutubeなどのSNSのツールである。こういった、SNS上の情報をどう収集し、活用するか検討を進めて欲しい。

（事務局）SNSの利用は検討すべきと考えている。情報の信憑性の検証方法を含め、利用方法の検討を引き続き進めていきたい。

— その他意見等は無く、この件に関しては承認される。 —

以上